

管理職員等の範囲を定める規則

平成27年4月1日公平委員会規則第6号

最終改正：平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

(組織の変更等についての報告)

第3条 任命権者は、前条に規定する別表に掲げる機関に変更があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったときは、すみやかにその旨を公平委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

機関	職
事務局	事務局長、部長、課長、課長代理、副参事(担当係長を兼務するものを除く。)、担当係長(庶務担当及び人事担当等)
工場	工場長